

令和7年11月18日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調達番号 | 理001 |
| (2) 請負の表示 | 核磁気共鳴装置移設作業 1式
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 請負期限 | 令和8年1月30日 |
| (4) 請負場所 | 国立大学法人徳島大学医薬創製教育研究センター
及び国立大学法人大阪大学理学研究科 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-1
国立大学法人大阪大学理学研究科契約係
電話 06-6850-5286
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和7年11月25日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

核磁気共鳴装置移設作業

仕様書

国立大学法人大阪大学

1 概要

国立大学法人徳島大学医薬創製教育研究センターに設置されている JNM-ECZ500R/M1 型核磁気共鳴装置を国立大学法人大阪大学理学研究科に移設する。

本業務は移設物品の事前点検、動作確認、解体、梱包、運搬、開梱、設置(組立、接続、調整、原状復帰、動作確認)及びそれに付帯する作業に関する請負であり、専門的知識及び高度な技術を有する請負者に委託することで、研究・実験業務の中断期間を最短にすることを目的とするものである。

2 移設物品

日本電子製 JNM-ECZ500R/M1 型 核磁気共鳴装置 1 式

※移設後の原状復帰作業を含む

3 移設場所

移設元

徳島県徳島市庄町1丁目 78 番地の1

国立大学法人徳島大学

医薬創製教育研究センター1階機器測定室(別紙1)

移設先

大阪府豊中市待兼山町1-1

国立大学法人大阪大学

理学研究科本館C棟 115 室(別紙2)

4 本業務履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日までの期間に行うこと。

※作業日程については、本学の担当者(以下より「本学担当者」という。)と協議し、スケジュールを策定するものとする。

5 作業内容

- (1) 事前性能確認
- (2) 搬出前作業(消磁/解体/梱包等)
- (3) 搬出作業
- (4) 運搬作業
- (5) 搬入作業(搬入/開梱)
- (6) 各種調整作業(設置組立/接続/励磁/スーパーシミング/調整等)
- (7) 動作確認

6 業務内容

請負者は、以下の業務を行うこと。

- (1) 業務遂行に伴う現場管理
 - ①作業にあたっては、理化学機器に精通した専任の移設作業責任者を定め、本学担当者からの相談に即座に応じることができる体制をつくること。
 - ②移設作業責任者とは、業務期間中必ず終日にわたり連絡が取れる体制を有すること。
- (2) 業務前準備作業
 - ①移設物品の現物確認を実施すること。
 - ②移設物品の搬入場所の妥当性等に関して、必要なアドバイスをを行うこと。
 - ③請負者は作業を実施する前にヒアリングを行い、本学担当者の移設希望日を反映させた、工程表(日ごとの移設スケジュール)を可及的速やかに作成し、本学担当者の承認を得ること。

と。

- ④業務にあたっては、廊下・階段・柱・壁及び外部等建物工作物に破損、汚損を与えないよう十分配慮し養生すること。
 - ・床に関しては、青ベニヤ等を用意し、養生をすること。
 - ・柱・壁面に関しては、プラスチック段ボール等を用意し養生をすること。また、ウォールキーパー等を用意し、養生材の転倒防止策を施すこと。
 - ・階段・踊り場・エレベーターに関しては、上記の床・廊下・壁面にならない養生を施すこと。
 - ・これらの養生に必要な資材は本調達に含まれるものとする。
 - ⑤台車を使用する場合には、必要に応じサイレントキャスター付きのものを用意すること。
 - ⑥建屋やそれに付随するもの、路盤、外灯等を誤って破損、汚損した場合は、可及的速やかに本学担当者へ報告を行うとともに原状回復すること。
- (3) 騒音や振動などに配慮すること。
 - (4) その他移設、再設置、調整業務において付随する業務の一切を行うこと。

7 養生

- (1) 搬出場所及び搬入場所において損傷の恐れのあるすべての場所を実施すること。ただし、やむを得ない事由により養生ができない場所については、本学担当者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 養生の実施時期
 - ①搬出場所においては搬出作業が行われる前に完了すること。また、養生実施後、運搬作業が終了するまでの間、養生の完全な状態を維持すること。
 - ②搬入場所においては搬入作業が行われる前までに設置をし、必要な時期まで養生を維持すること。
- (3) 搬出場所及び搬入場所において、養生の実施期間中は第三者のつまずきや滑つての転倒などの事故を防止するため養生の安全な状態の維持管理に努めること。
- (4) 機器の特性上、搬出入時において特別に追加養生が必要な場合は、本学担当者と協議のうえ、必要な追加養生を行うこと。
- (5) 運搬作業の終了した部分の養生の撤去については本学担当者の指示に従い、速やかに行うこと。
- (6) 養生部分に損傷等が認められる場合は、本学担当者の指示に基づき、請負者が原状回復を図ること。

8 移設物品の取扱い

- (1) それぞれの物品の特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で作業を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないように十分配慮すること。
- (2) 移設物品およびその付属品の扱いについては、以下のとおりとする。
 - ①移設物品については、メーカーと作業日程等の調整を十分に行い、作業業者に事前事後点検・解体・組立・調整等の作業を行わせること。運搬作業については、作業業者と、作業日程等必要な事項の調整を十分に行い、作業業者の指示のもと必要な人員を配置し、重機、資材、養生等を提供し、運搬作業を遂行すること。また、各機器についての作業計画を作成し、本学担当者の承認を得ること。
 - ②機器の清掃、取り外しを行うこと。なお、消磁作業に必要な液体ヘリウム及びヘリウムガスは充填済みである。機器の取り外しに先立ち、性能試験を実施し、性能報告書(様式任意)を作成のうえ提出すること。
 - ③本学担当者の指定する場所に運搬し、指定する位置に機器の再設置を行うこと。
 - ④機器の設置後、本学担当者の立ち会いのもと、事後点検を行い、②の性能報告書と照合し、性能を確認すること。性能報告書(様式任意)を作成のうえ提出し、各機器担当者の承認を得ること。②、④の確認結果については完了報告書を作成し、本学担当者に提出すること。

確認の結果、再度、精度調整が必要な場合は、本学担当者と十分に協議し、その指示に従うこと。なお、設置に必要な寒剤(液体ヘリウム:200L、液体窒素:100L、ヘリウムガスボンベ 7m3:1本)は本学にて用意する。また、立ち上げ時にクエンチした場合に必要な追加寒剤は本学にて用意する。

- ⑤上記①～④はいずれもメーカーと協議、連動のうえ実施すること。
- (3) 電気等が接続されている特殊物品等の取り外し作業は次のとおりとするが、本学担当者との協議打ち合わせにより変更できるものとする。
- ①付帯設備の切断、撤去作業に先立ち、停電・機器の使用不能等設備の業務に支障をきたすと思われる作業については、本学担当者と作業の手順、方法、日程等を十分に打ち合わせにより作業計画を立てること。
- ②電気設備作業は、移設機器から近傍の開閉器の2次側からケーブルを切断後にケーブルを引き抜くこと。ケーブル以外の配線の場合は、移設機器の端子から切断すること。なお、撤去後の既存配線の末端は絶縁テープ処理すること。
- ③三相モーターを使用している機器については、切断後に正相逆相を確認し、設備運転時のトラブルがないように配慮すること。
- (4) 電気等の接続が必要な機器への付帯設備の接続工事は、次のとおりとするが、本学担当者と協議打ち合わせにより変更できるものとする。
- ①機器等の設置に伴う実験室断配線、断配管(2次側以降の断配線、断配管等の接続)を行うこと。配線、配管等の取り外し、取り付けのほか、試運転や調整を要する機器については、取り付け後、上述8-(2)により調整、性能確認までを行うこと。
- ②電気設備工事は機器から近傍の電気設備(ブレーカー、スイッチボックス、絶縁テープ処理してあるケーブル等)に接続配線作業を行うこと。なお、必要に応じて設備施工法令に基づく処置を行うこと。また、事前に現場で本学担当者と協議し行うこと。
- (5) 必要に応じ、移設した物品に相応の工法にて耐震固定作業を施工すること。
- (6) 法の定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守し、安全作業を心がけること。

9 報告

- (1) 請負者は、当日の作業に従事する人員、車両数、作業順序、作業計画等からの変更事項の有無等について、開始前に本学担当者に報告するものとする。
- (2) 請負者は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が発生した場合は、可及的速やかにその内容等を本学担当者に報告し、指示を受け、解決を図り、その経過を書面にて報告するものとする。

10 検査及び検収

請負者は、作業完了後、速やかに本学担当者に報告を行うとともに、本学担当者と請負者の両者立ち会いのうえ、検査するものとする。

請負者は検査の結果、不都合が生じた場合は、誠意をもって改善し、改めて検査を受けることとする。

本学担当者は、移設物品の運搬、据付・調整作業等が完了し、かつ上記の検査に合格並びに梱包資材の撤去をもって請負の履行を確認するものとし、請負者から提出された請負完了通知書により検収を行うものとする。

11 安全確保の義務

- (1) 請負者は、事故の防止と安全確保のため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、第三者のほか来訪者、教職員、学生その他関係者の安全を確保するため、必要に応じて通路及び道路等に誘導員を配置すること。
- (3) みだりに通路及び道路等に移設物品及び廃棄物品等を積載し、通行の妨げにならないよ

う十分に配慮すること。

12 事故防止及び補償

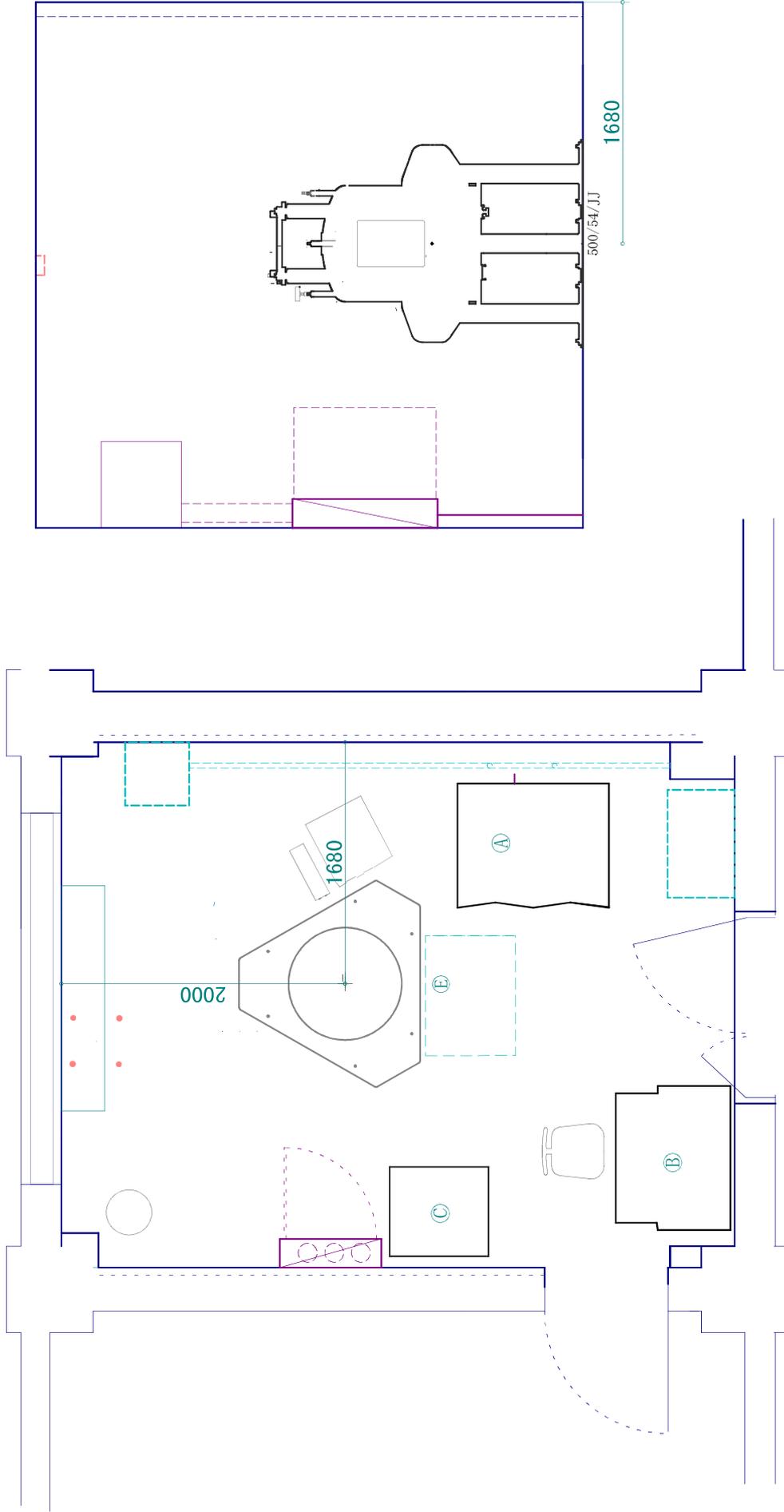
- (1) 請負者は、作業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守し、第三者のほか来訪者、教職員、学生その他関係者の安全の確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期さなければならない。
- (2) 請負者が、以下の人身事故、物損事故、搬送物品の破損事故を起こした場合、請負賠償責任保険または受託者賠償責任保険、またはそれらと同等以上の保険により、損害賠償を保証すること。
 - ① 第三者、来訪者、教職員、学生その他関係者及び請負者の従業員の人身事故
 - ② 作業車両等によるすべての人身事故、物損事故
 - ③ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故
 - ④ 移設物品に対する事故(機器類の性能が移設前の状態に回復できない場合を含む)
 - ⑤ その他の請負者の管理責任に基づく事故
- (3) 業務期間中に搬送物品の遺失が起こった場合、本学担当者と請負者の協議にて対応するものとする。

13 遵守事項その他

- (1) 請負者は、物品の取扱いについては特に慎重を期し、破損・汚損等のないように作業員に十分に徹底させること。なお、取扱い上、本学担当者から特に指示のあった場合は、必ずその指示に従うこと。
- (2) 請負者の移設作業責任者及び作業員は、名札及び腕章をつけ、部外者との識別ができるようにすること。さらに移設作業責任者は腕章等で他の作業員と区別できるようにすること。
- (3) 本作業に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 学内での喫煙は厳禁とする。
- (5) 請負者は、運搬作業中物品の野積み、雨ざらし等のないようにすること。ただし、事故、故障等やむを得ない場合は、本学担当者と協議するものとする。
- (6) 作業中に排出されたくずは、その都度収集するものとし、養生を解いた後にも最後に収集、清掃を行うこと。
- (7) 移設作業の完了後に、必要に応じて搬出元の清掃を行うこと。
- (8) 本業務に伴う大阪府、ほか官公庁等への各種申請、届出等が必要な場合は作成について協力すること。
- (9) その他、本仕様によりがたい細部の事項については、その都度本学担当者と協議のうえ、対応すること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項が発生した場合であっても、請負者として当然行うべきことは誠意をもって実施すること。また、本移設実施の細部について疑義が生じた場合、本学担当者と協議のうえ対応すること。



大阪大学大学院理学研究科本館C棟115室

記	事	作製	名称

見 積 書

調達番号：理001

調達件名：核磁気共鳴装置移設作業 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請負契約書(案)

請負の表示 核磁気共鳴装置移設作業 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学理学研究科 研究科長 近藤 忠と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 業務は、受注者の事業所において、これをするものとする。

第4条 請負の完了期限は、令和8年1月30日までとする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学理学研究科契約係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学理学研究科契約係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者

豊中市待兼山町1番1号

国立大学法人大阪大学理学研究科

研究科長 近藤 忠 印

受注者

〔住所〕

〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印